

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（ 国 土 交 通 省 ）

制 度 名	住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例措置等の拡充・延長			
税 目	贈与税			
要 望 の 内 容	<p>住宅の取得、増改築等のための金銭の贈与を親から受けた際に、65歳未満の親からの贈与についても相続時精算課税制度の適用対象とする特例について、省エネ改修、耐震改修又はバリアフリー改修に充てるための金銭の贈与を新たにその適用対象とするとともに、適用期限（平成 21 年 12 月 31 日）を 2 年間延長する（1000 万円の上乗せ措置については延長しない）。</p> <p>また、直系尊属から住宅取得、増改築等に充てるための金銭の贈与を受けた場合に 500 万円まで贈与税を非課税とする特例について、平成 23 年 12 月 31 日までの間、非課税枠を 2000 万円に拡大するとともに、省エネ改修、耐震改修又はバリアフリー改修に充てるための金銭の贈与を新たにその適用対象とする。</p> <p>（租税特別措置法第 70 条の 2、第 70 条の 3、第 70 条の 3 の 2）</p> <table border="1" data-bbox="970 965 1161 1061"> <tr> <td data-bbox="970 965 1161 1061">減収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1161 965 1490 1061">僅少 （50781 百万円）</td> </tr> </table>		減収見込額 （平年度）	僅少 （50781 百万円）
減収見込額 （平年度）	僅少 （50781 百万円）			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 世代間の資産の有効活用による住宅投資の活性化を図るとともに、住宅の取得、改修等を行う者の資金調達を支援することにより、良質な住宅ストックの形成と居住水準の向上を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>①租税特別措置等の背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか 住宅取得に際して、自己資金を充実させるために親世代の資産を若年世帯の住宅資金として活用することは、居住水準の向上のみならず内需の拡大など経済活性化の観点からも有効な施策である。 また、省エネ性能、耐震性能、バリアフリー性能は、既存住宅において総じて低水準にとどまっており、既存住宅の質を向上させるために、こうした改修を支援する必要がある。</p> <p>②租税特別措置等の政策実現に向けた手段としての「有効性」が認められるか 親世代の資産を有効に活用して、若年世代の住宅取得の促進及び住宅ストックの質の向上を図るためには、移転の際の税負担の軽減が効果的である。</p> <p>③租税特別措置等に補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか 資産移転に対しては高率な贈与税がその妨げになっており、資産移転とそれによる若年世代の住宅取得を促進するためには、移転の際の税負担の軽減が適切な手段である。</p>			

<p>今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項</p>	<p>政策評価体系における位置付け</p>	<p>(全般) 政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する</p> <p>(省エネ改修関係) 政策目標 3 地球環境の保全 施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う</p> <p>(耐震改修) 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 1 1 住宅・市街地の防災性を向上する</p> <p>(バリアフリー改修) 政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 3 総合的なバリアフリー化を促進する</p>
	<p>政策の達成目標</p>	<p>(全般) ・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 全国：42% (H15) → 50% (H22) 大都市圏：37% (H15) → 50% (H27) ・最低居住面積水準未達率 早期に解消 ・リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合 2.4% (H11～15 平均) → 5% (H27)</p> <p>(省エネ改修関係) ・平成 22 (2010) 年の CO2 排出削減見込み量 930 万 t (京都議定書目標達成計画) ・一定の省エネ対策 (※) を講じた住宅ストックの比率を平成 27 (2015) 年に 40%にする (住生活基本計画) ※全部又は一部の窓に二重サッシ又は複層ガラスを使用すること</p> <p>(耐震改修関係) ・住宅の耐震化率 75% (H15) → 90% (H27)</p> <p>(バリアフリー改修関係) ・高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率 一定のバリアフリー化 29% (H15) → 75% (H27) 高度のバリアフリー化 6.7% (H15) → 25% (H27)</p> <p>(※) 一定のバリアフリー化：2 箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消に該当 高度のバリアフリー化：2 箇所以上の手すり設置、屋内の段差解消及び車椅子で通行可能な廊下幅のいずれにも該当</p>
	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>相続時精算課税制度の延長：2 年間 直系尊属からの贈与の特例措置の延長・拡充：平成 23 年 12 月 31 日まで</p>

	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	住宅ローン減税制度 バリアフリー改修促進税制（ローン型・投資型・固定資産税） 省エネ改修促進税制（ローン型・投資型・固定資産税） 耐震改修促進税制
	予算上の措置等の要求内容及び金額	地域住宅交付金 184,000百万円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	地域住宅交付金は国民の住生活の質的向上を図るために、主として供給面での助成を行うものであり、住宅取得に金融資産を誘導し、需要面から機能する本税制と合わせ、総合的に住宅市場の活性化や住生活の質的向上を促進するものである。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	誘導居住面積水準達成率（総務省『住宅・土地統計調査』） 46.5%（H10）→54.6%（H20）
	租税特別措置の適用実績	相続時精算課税制度利用者及び当該者における住宅取得資金の平均贈与額（国税庁『国税庁統計年報書』） 平成17年：26,636人 1,503万円 平成18年：32,258人 1,134万円 平成19年：39,266人 1,212万円
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	政策の達成状況に同じ。
	前回要望時の達成目標	住生活基本計画において、国民一人一人が、それぞれの価値観、ライフスタイルやライフステージに応じた住宅を、無理のない負担で安心して選択できる住宅市場の実現を目指すこととされている。 《指標》 ・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 全国：42%（H15）→50%（H22） 大都市圏：37%（H15）→50%（H27） また、全ての世帯が健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住戸規模等を備えた住宅を確保できることを目指すこととされている。 《指標》 ・最低居住面積水準未満率 早期に解消
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	誘導居住面積水準達成率（総務省『住宅・土地統計調査』） 46.5%（H10）→54.6%（H20）
これまでの要望経緯	相続時精算課税制度 平成15年度 創設 平成18年度 延長	

	平成 20 年度 延長 直系尊属の 500 万非課税措置 平成 21 年度 創設
--	--